

◎佐賀県条例第23号

佐賀県職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年佐賀県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p><b>第2条</b> 新たに職員となった者は、<u>任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において別記様式による宣誓書に署名</u>してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>別記</u></p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名<sup>㊟</sup></p>	<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p><b>第2条</b> 新たに職員となった者は、<u>別記様式による宣誓書を任命権者に提出</u>してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>2 略</p> <p><u>別記様式</u>（第2条関係）</p> <p>略</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。